# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
10	後期高齢者医療保険に関する事務	基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

安芸市は、後期高齢者医療保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

安芸市長

## 公表日

令和6年2月15日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報	
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	後期高齢者医療保険に関する事務
②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律及び高知県後期高齢者医療広域連合規約等に基づき、被保険者の資格管理、保険料賦課管理、収納事務を行う。特定個人情報は以下の事務で取り扱う。。 ・申請等の受理、事実についての審査及び応答に関する事務 ・被保険者証、被保険者資格証明書、特定疾病療養受療証及び限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事務 ・後期高齢者医療給付の支給に関する事務 ・措置に関する事務 ・一時差止めに関する事務 ・保険料の賦課・徴収に関する事務
③システムの名称	後期高齢者医療システム 後期高齢者医療広域連合電算処理システム 宛名連携システム 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル	名
後期高齢者医療情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律 第27号)

4. 情報提供ネットワークシ	ノステムによる情報連携

•第46条

•第9条第1項、別表第1の第59

①実施の有無	<選択肢> [ 実施する ] 1)実施する 2)実施しない 3)未定	
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年 第27号) •第19条第8号、別表第2の80、82、83項	5月31日法律

定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で

#### 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	市民課
②所属長の役職名	課長

#### 6. 他の評価実施機関

法令上の根拠

なし

#### 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

安芸市役所総務課総務係
(住所)〒784-8501 高知県土居82番地1
(電話番号)0887-35-1000

#### 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

安芸市役所市民課国保年金係
(住所)〒784-8501 高知県土居82番地1
(電話番号)0887-35-1002

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数								
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1,000人以上1万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
いつ時点の計数か		令和	5年6月30日 時点					
2. 取扱者	数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満		
いつ時点の計数か		令和	5年6月30日 時点					
3. 重大事故								
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし		

# Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

# Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
2)又は3)を選択した評価実	項目評価 施機関に		重点項目記	平価書又は全	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 は現日評価書において、リスク対策の詳細が記	
載されている。 2. 特定個人情報の入手()	桂耙 坦 //	ナネットロークシップ・	ニルを添げ	・ムユモた殴	<b>&gt;/</b>	
	月牧技	トイットソーソンス	アムを選し	バスナで図	<選択肢>	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]		1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務 に必要のない情報との紐付け が行われるリスクへの対策は 十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱い	の委託			[ O ]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[		]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	伝(委託や	情報提供ネットワー	-クシステム	を通じた提供		
不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	[		]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ィステムと	≥の接続		[ O ]接	続しない(入手) [〇]接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[		]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリス クへの対策は十分か	[		]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・	消去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査						
実施の有無	[0]	自己点検	[ ]	内部監査	[ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・	<b></b>					
従業者に対する教育・啓発	[	十分に行っている	]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 2) 十分に行っている	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年4月1日	I 関連情報 5評価実施機関 における担当部署②所属長	山﨑 冨貴	畠中 龍雄	事後	人事異動に伴う変更
平成31年4月1日	I 関連情報 5評価実施機関 における担当部署②所属長 の役職名	市民課 畠中 龍雄	課長	事後	様式変更
令和1年6月25日	IV リスク対策	(新規項目)	(新規項目)	事後	様式変更
令和2年11月6日	I -8	安芸市役所市民課課国保年金係	安芸市役所市民課国保年金係	事前	部署名の修正
令和2年11月6日	Ⅱ -1	令和1年6月1日	令和2年11月6日	事後	計数の時点変更
令和2年11月6日	Ⅱ -2	令和1年6月1日	令和2年11月6日	事後	計数の時点変更
令和3年9月1日	ローカシステルによる情報連	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) ・第19条第7号、別表第2の80、82、83項	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(平成25年5月 31日法律第27号) ・第19条第8号、別表第2の80、82、83項	事前	行政手続における特定の個 人を識別するための番号の 利用等に関する法律の改正 による変更
令和5年6月30日	I 関連情報 1特定個人情報 ファイルを取り扱う事務③シス テムの名称		後期高齢者医療システム 後期高齢者医療広域連合電算処理システム 宛名連携システム 中間サーバー	事後	
令和5年6月30日	I 関連情報 3個人番号の利 用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項、別表第1の第59	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)・第9条第1項、別表第1の第59行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)・第46条	事後	
令和5年6月30日	Ⅱ -1	令和2年11月6日	令和5年6月30日	事後	計数の時点変更
令和5年6月30日		令和2年11月6日	令和5年6月30日	事後	計数の時点変更
令和6年2月15日	I 関連情報 7.特定個人情報 の開示・訂正・利用停止請求		(住所)〒784-8501 高知県安芸市土居82番地  1	事後	庁舎移転
令和6年2月15日	I 関連情報 8.特定個人情報 ファイルの取扱いに関する問	(住所)〒784-0001 高知県安芸市矢ノ丸1 丁目4-40	(住所)〒784-8501 高知県安芸市土居82番地 1	事後	庁舎移転